4	前項の届書には、次の各号に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。 一　老齢厚生年金等の年金証書 二　支給の停止が解除されたことを証する厚生年金保険法施行規則第八十二条第一項に規定する通知書又はこれに代わるべき書類 三　法第百六十一条第五項の規定により加算された額に相当する部分の老齢年金給付を受けることができる者以外の者にあつては、提出日前一月以内に作成されたその者の生存に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本	
4	前項の届出に当たつては、次の各号に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。 一　老齢厚生年金等の年金証書 二　支給の停止が解除されたことを証する厚生年金保険法施行規則第八十二条第一項に規定する通知書又はこれに代わるべき書類 三　平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十一条第五項の規定により加算された額に相当する部分の老齢年金給付を受けることができる者以外の者にあつては、提出日前一月以内に作成されたその者の生存に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本	第七十二条の三第四項第三号
5	第一項及び第三項の規定による提出は、次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。 一　電子情報処理組織（送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの（以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。） イ　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接	法第百六十一条第五項
		平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十一条第五項